

議案第五十九号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年五月二日

三朝町長 松村 喬 成



昭和四十九年五月二日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の次に次の三項を加える。

8 昭和四十九年度に限り、第十九条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三十二号）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員に対して、施行日から起算して十日を超えない範囲内において三朝町規則で定める日に期末手当を支給する。

9 前項の規定による期末手当の額は、施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額（第十九条の規定に支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に百分の三十を乗じて得た額に、昭和四十九年三月二日から施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて町規則で定める割合を乗じて得た額とする。

10 前項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。